

第2分科会（透明性の確保等）における検討状況

平成15年10月20日

第6回行刑改革会議

1 検討経過

刑務所ごとの視察委員会（仮称）、情報公開、不服申立制度の各論点について、日弁連の岩田研二郎弁護士、土井政和九州大学教授及び宮澤浩一委員からヒアリングを実施するとともに、南会長から行政不服申立制度一般について説明した上議論を行った。

2 刑務所ごとに設ける「視察委員会」（仮称）については、設置の趣旨・目的、委員の選出方法、職務の内容等について議論した。示された主な意見は以下のとおり。

- ・形骸化するおそれがあるとしても、トライアンドエラーの精神で創設すべきではないか。
- ・連携協力のための機関と位置づけるべきである。
- ・市民参加の監視のための機関と位置づけるべきである。
- ・裁判官、弁護士、医師が含まれるべきだと考えるが、現状では、裁判官の参加を求めるのは困難ではないか。
- ・公募ではなく、しかるべき団体の推薦に基づいて決定すべきではないか。
- ・いつでも受刑者と面接できるようにすべきである。
- ・視察等について、夜間に行うかなどについては、常識の問題である。

2 情報公開及び外部との連携については、これを進めることによって行刑運営の透明性を確保することが重要である旨の認識を共通にした。その上で、示された主な意見は以下のとおり。

- ・一般に、行政に対する信頼性の確保という観点から、訓令通達の公開

は重要である。刑務所に関する訓令通達についても，個人名等支障がある部分を除き，インターネット等の適宜の方法により，公開すべきである。

- ・ 刑務所での死亡事案は，病死を含めて全件を適宜の方法により公開すべきではないか。

3 不服申立制度については，未だ詳細かつ具体的な議論には至っていないが，これまでに示された主な意見は以下のとおり。

- ・ 人権委員会が設置された場合には，不服申立制度の透明性の確保という要請は人権委員会に委ねることができるのではないか。

- ・ 本来，法務省から独立した不服審査機関を設けるべきであるが，当面の措置としては，法務省の外に置くのではなく，構成員を法務省とは無関係の者とするなどした不服申立審査機関を置くという方法がありうるのではないか。

- ・ 不服審査と査察については，これを兼ねて行わせるのは困難ではないか。

- ・ 不服審査と査察については，当面の措置として，これを兼ねさせる方法があるのではないか。